

令和 8 年度第 2 回

下松市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 1 2 日（火） 1 0 時から
下松市役所 4 階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和8年度第2回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年5月12日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（7人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江

・欠席（1人）

8番 松村 将吾

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（6人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 本村 学

・欠席（0人）

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 現況確認書について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄

書記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第2回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より5月の定例総会を開催いたします。本日の出席委員ですが、松村将吾委員が欠席でございますので、出席委員は7名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。 それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は近藤政司委員と藤田善江委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 それではよろしくお願い致します。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）です。最初に議案第1号は1ページから7ページまで申請が18件ございます。そのうち、受付番号6番から14番までは委員が関係する案件になります。そこで、受付番号6番から14番までを後半に説明、審議、採決したいと思いますのですがよろしいでしょうか。 （ 「はい」 の声 ） それでは、前半として受付番号1番から5番、受付番号15番から18番までの説明、審議、採決をしていただきます。 具体的な説明に入る前に、今回の申請では地域計画における農業を担う者と利用権の設定を受ける者が異なっているものがありますので、地域計画との関連を簡単に説明いたします。 下松市の地域計画については令和7年3月31日に策定しております。 その中で10年後の耕作者予定者を「農業を担う者」として位置づけております。地域計画策定の10年後は令和17年3月31日ですので、この時点でどうかということになります。 計画どおり、農業を担う者が利用権の設定を受けておけば特に問題が無いということになります。利用権設定は基本的には農業を担う者に耕作していただく方向ですすめることになります。 しかし、10年の間に状況変化もございます。やむなく地域計画の農業を担う者と令和17年3月31日に利用権の設定を受け耕作する者が違う場合が出て参ります。一時的なものであれば地域計画に影響はございませんが、一時的でなく将来ずっとその方が耕作していくということであれば、その場合は、基本的には地域計画の変更が必要になります。ただし地域計画の農業を担う者の変更については、事後の変更が認められております。なので、結論としては、利用権設定の審議の際には特別に考慮する必要はございません。地域計画の変更

		が事後にある、変更があるのだなと理解していただければよろしいかと思います。 地域計画の事後の変更をいつ行うかは今のところ、年1回程度になろうかと考えております。 それでは事務局より説明いたします。受付番号1番ですが、対象の土地は2筆で、土地の所在は大字●●●●●●番●、●●●●番●、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内、面積は順に1, 659㎡、1, 915㎡、合計3, 574㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん、内容は新規の使用貸借で、期間は令和8年6月1日から4年間です。なお、地域計画の区域内で、地域計画の農業を担う者は●●●●さんとなっております。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
議	長	藤井清隆推進委員、お願いします。
藤井(推)委員		はい、●●●●さんとは昨日面談いたしまして、確認を得ております。場所は●●の下の2町であります。●●●●さんも隣に自分の田がありますので、耕作に問題はないかと思います。以上です。
議	長	はい。次。
事	務	事務局
		続きまして、受付番号2番について説明します。対象の土地は2筆で、土地の所在は大字●●●●●●番、●●●●番、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内、また、地域計画の区域内です。面積は順に1, 277㎡、1, 335㎡、合計2, 612㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和12年3月31日までです。なお、地域計画の区域内で、地域計画の農業を担う者は●●●●さんとなっております。調査報告は河村真弓委員です。よろしくお願いします。
河	村	委員
		報告いたします。場所は13ページになります。●●の、申請地と黒塗りをされている場所になります。4月28日に●●さんに確認をいたしました。この土地は新規になっておりますが、以前から耕作をされておまして、事務手続きで新規になっただけで、今後も耕作されるということです。特に問題はないと思います。
議	長	はい。次。
事	務	事務局
		続きまして、受付番号3番について説明します。対象の土地は2筆で、土地の所在は大字●●●●●●番●、●●●●番●、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。

	面積は●●●●番●が1, 581㎡、●●●●番●が3, 184㎡のうち925㎡、合計2, 506㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん、内容は新規の賃貸借（米●●●● [㌔] ）です。期間は令和8年6月1日から令和12年12月31日までです。なお、地域計画については●●●●番●が地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●さんとなっております。調査報告は河村真弓委員です。よろしくお願いします。
河 村 委員	はい。これも●●の地区ですが、地図は16ページになります。5月2日に●●さんにお会いして聞いたのですが、●●●●ー●の隣を昨年からは耕作されておりまして、今回規模拡大したいということで増やされました。●●さんは以前●●地区でもお米作りをされていて、米作りが好きということで、この●●地域で遊休農地があれば、今後も米作りをしたいということでした。自営なので、時々水田の様子も見に来れるということでした。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	はい。次。
事 務 局	続きまして、受付番号4番について説明します。対象の土地は1筆で、土地の所在は大字●●●●●●番●、登記地目は田、現況地目は田、農振区分は農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は2, 427㎡で、利用権の設定をする者は●●●●さんの代表相続人●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和12年5月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●●●さんです。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
藤井(推)委員	前の申請で同じ時に面談しました。場所は19ページの●●の下で、●●と●●との間に挟まれた所の田んぼでございます。●●●●●●さんは自分でも今までしっかり作っておられるので問題はないと思います。ただ、●●●●●●さんはお会いしておりませんので、その点をご容赦いただきたいと思います。
議 長	はい。次。
事 務 局	続きまして、受付番号5番について説明します。対象の土地は1筆で、土地の所在は大字●●●●●●番、登記地目は田、現況地目は田、農振区分は農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は1, 139㎡で、利用権の設定をする者は●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和12年5月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●●●さんです。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
藤井(推)委員	ここも同じ時に調査いたしました。場所は●●の真下でございます。今まで●

		●●●さんが作っておられたのを●●●●さんが引き受けられました。●●さんにはお会いしておりませんが大丈夫だと思います。
議 長		はい。次は受付番号１５番をお願いします。
事 務 局		事務局から説明が漏れておりましたが、今回件数が多いので、別の資料として●●●と●●の地図を付けておりますので、ご覧いただければと思います。 続きまして、６ページ、受付番号１５番について説明します。対象の土地は２筆で、土地の所在は大字●●●●●●番●、●●●番●、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は順に１，３０３㎡、６７２㎡、合計１，９７５㎡です。利用権の設定をする者は●●●さんの代表相続人●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和８年６月１日から令和１３年５月３１日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●●さんです。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
藤井(推)委員		●●●●●さんには５月１０日にお会いしまして、現地も確認をしております。この土地は●●のすぐ上です。今までも色々な方の農地を預かってやられておりますので、問題はないかと思います。ただ●●●●●さんにはお会いしていません。
議 長		はい。次。
事 務 局		続きまして、受付番号１６番について説明します。対象の土地は１筆で、土地の所在は大字●●●●●●番●、登記地目は田、現況地目は田、農振区分は農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は９４２㎡です。利用権の設定をする者は●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和８年６月１日から令和１３年５月３１日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●●さんです。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
藤井(推)委員		５月１０日に面談して確認を行いました。●●●●●さんと、●●●●●さんの田は２枚の田ですが、現在は１枚になっていて、区分はできないようになっています。●●●●●さんにはお会いしていませんが、ご自分でできないということになると、●●●●●さんに作ってもらうのが一番いいのではないかと考えております。
議 長		はい。次。
事 務 局		続きまして、受付番号１７番について説明します。対象の土地は４筆で、土地

		の所在は大字●●●●●●番、●●●番、●●●番、●●●番、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は順に1,553㎡、1,336㎡、1,200㎡、2,686㎡、合計6,775㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●さんです。調査報告は藤井清隆推進委員です。 よろしくお願いします。
藤井(推)委員		●●●●さんに、5月11日にお会いしまして、現地を確認しております。実際には去年から●●さんが体調を崩しておられますので、地域で協力するような格好で助けたいと思いますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長		はい。次。
事 務 局		続きまして、受付番号18番について説明します。対象の土地は3筆で、土地の所在は大字●●●●●●番、●●●番、●●●番、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は順に1,135㎡、1,934㎡、1,874㎡、合計4,943㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●●●さんです。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
藤井(推)委員		●●●●●●さん、●●●●●●さんには5月11日にお会いして、現地も確認しております。●●●●●●さんは今まで作っていらっしゃったのですが、高齢でなかなか思うようにいかないということです。親戚筋である●●●●●●さんに預けたいということで、今回の利用権設定に至ったということです。●●●●●●さんですが、約1町9反の耕作で大変になるかと思いますが、大いにやる気がありますし、毎日のように●●●●●●の自宅から通われているので大丈夫かと思います。
議 長		はい、ただいま受付番号1番から5番、受付番号15番から18番について調査委員と事務局から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。内山委員。
内 山 委 員		今回18件出てきましたが、常に耕作されているとか、新たに出てきたものもあるのでしょうか、地域計画に実態を合わせよう、整理しようという意味合いですか？
議 長		事務局。

事務局 前半部分につきまして、今まで耕作していらっしゃった●●●●さんが地域計画を担う者となっております。その方が体調を崩されたということで、新たな方に利用権設定をするということになっています。地域計画に合わせるというわけではなくて、今回、このケースについては、地域計画から若干はずれると。農業を担う者を別の方に設定するという形になります。

内山委員 たまたま１８件揃ったということ？

事務局 １８件の後半部分につきましては新規になりますが、もともと耕作していらっしゃった方、地域計画に名前が乗っている方に設定すると。新規や更新になります。たまたま利用権の終期がきましたので、また新たに設定するという形で、今回こんなに件数が多かったという形です。

議長 いいですか？

内山委員 はい。

議長 他にご意見はありますか。
私のほうから。１から１８番まで、私も関連しておりますが、１から５番、１５から１８番につきましては、ほとんどが●●●●でありまして、一部●●もありますが、新規の方が随分出てきました。これは、利用権を受けられる者が体調を崩されまして、今まで約４町耕作されておったのですが、昨年体調を崩されてもうできないと。現在闘病生活をされておりますけれども、回復の見込みが非常に薄いということからですね、自分の子供さんに継ぎたいという意思があったのですが、子供さんは受け継いでやろうというような気構えもない。ただ家の近くの田はもう少し残っておりますが、それは今田植えをされておりますですね、２反ちょっとですが。あとは全部他人から預かっていた田んぼを、それぞれの地域の人に。●●●●の人はなかなか団結力が強いと言うか、地域愛が、絆が非常に強いものですから、それを皆さんが分担して耕作しようということになったようでございます。●●●●は農地、水、環境の国の補助を受けて取り組んでおりましてですね、中山間の特別交付金も受けられておりますので、そういった面ではですね、これを何とか引き継ぎたいというのが、●●●●の耕作者のご意見であります。私も関連しておりますけれど、何とか圃場整備をした、下松市内では優秀な農地であろうと私は感じておりますので、これを何とか継続して欲しいという思いで、皆さん方には今後もこの活動を続けていただくようお願いをしておりましたが、結局このような形で続けて行こうと。意思が強いものですから、今回の申請に至ったと思っております。以上です。
他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。受付番号１番から５番、受付番号１５番から１８番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。受付番号1番から5番、受付番号15番から18番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。
後半は私が関係する案件になりますので退出します。

会長職務代理

後半部分、受付番号6番から14番までについては、会長が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、審議採決終了まで会長には、退席していただきます。

(議長 退席)

弘中(推)委員

私が6件説明しますが、皆内容が同じになるのですよ。それで、一括で6件の提案を受けて、私が一括で報告をするという形を取らせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

会長職務代理

はい、よろしいですよ。

事務局

はい。それでは、後半部分、受付番号6番から14番までの説明、審議、採決となります。

それで受付番号6番について事務局から説明します。対象の土地は2筆で、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●●番、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は順に988㎡、1,495㎡合計2,483㎡です。利用権の設定をする者は●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●番●が●●●●●さん、●●●番が●●●さんです。●●●番●は地域計画の事後変更が必要な案件です。調査報告は弘中健治推進委員です。

続きまして受付番号7番について事務局から説明します。対象の土地は2筆で、土地の所在は大字●●●●●番●●、●●●番●、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域外で地域計画の区域外です。面積は順に94㎡、2,474㎡、合計2,568㎡です。利用権の設定をする者は●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。調査報告は弘中健治推進委員です。

続きまして受付番号8番について事務局から説明します。対象の土地は2筆で、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●●番●、登記地目はいずれも田、

現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は順に1, 479㎡、879㎡、合計2, 358㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さんの相続人●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●さんです。調査報告は弘中健治推進委員です。

続きまして受付番号9番について事務局から説明します。対象の土地は2筆で、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●●番、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は順に1, 156㎡、828㎡、合計1, 984㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●さんです。調査報告は弘中健治推進委員です。

続きまして受付番号10番について事務局から説明します。対象の土地は1筆で、土地の所在は大字●●●●●番●、登記地目は田、現況地目は田、農振区分は農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は2, 109㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●さんです。調査報告は弘中健治推進委員です。

続きまして受付番号14番について事務局から説明します。対象の土地は1筆で、土地の所在は大字●●●●●番●、登記地目は田、現況地目は田、農振区分は農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は1, 849㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●●さんです。事後変更が必要な案件です。調査報告は弘中健治推進委員です。よろしくお願いします。

会長職務代理

弘中健治推進委員、お願いします。

弘中(推)委員

5月4日に●●さん宅にお伺いして、確認しました。全部新規になっていますが、1件は新規で、他は農林振興公社を通して借りられていたのですが、今回新たに一括方式で借りられたということです。●●の地図を見ていただいたら、●●さんの自宅が右の上側にあるのですが、行く途中に水田があります。1件だけ、受付番号7番の●●の所については、●●●●の入り口になります。●●●●から●●に向かっていく途中に分かれ道がありますが、その大きな田ん

	ぼです。いずれも全部水稻で、代掻き等もやられていまして、●●周辺の草刈り等もやられている状態です。それから、受付番号10番が新たな契約を結ばれたということです。いずれも6件同期間で新規で取り扱ったということを聞いております。冗談ですが、10年間大丈夫ですかと聞いたら、●●の方はある友人に話を持って行って引き継ぎをしているので、その辺は考えていますと言われていました。以上です。
会長職務代理	ありがとうございました。次、お願いします。
事務局	続きまして受付番号11番について事務局から説明します。対象の土地は4筆で、土地の所在は●●●●●●番●、●●●番●、●●●番●、●●●番●、登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも田、農振区分はいずれも農用地区域内で地域計画の区域内です。面積は順に963㎡、1,044㎡、1,226㎡、328㎡、合計3,561㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。なお、地域計画の区域内で、農業を担う者は●●●さんです。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。
藤井(推)委員	●●さんはお忙しいのでなかなかお会いできず、電話で確認いたしました。場所は●●●の集会所の前の、●●の真下の4枚の田でございます。これも以前から作っていらっしゃって、更新の時期なので問題ないと思います。
会長職務代理	ありがとうございました。では受付番号12、13番をお願いします。
事務局	続きまして受付番号12番について事務局から説明します。対象の土地は1筆で、土地の所在は大字●●●●●●番●、登記地目は田、現況地目は田、農振区分は農用地区域内で地域計画の区域外です。面積は2,714㎡です。利用権の設定をする者は●●●●さんの代表相続人である●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。調査報告は田中結委員です。 続きまして受付番号13番について事務局から説明します。対象の土地は1筆で、土地の所在は大字●●●●●●番●、登記地目は田、現況地目は田、農振区分は農用地区域内で地域計画の区域外です。面積は3,743㎡です。利用権の設定をする者は●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●さん、内容は新規の使用貸借です。期間は令和8年6月1日から令和18年3月31日までです。調査報告は田中結委員です。よろしくお願いします。
田中委員	4月29日に現地確認に行きました。45ページをご覧ください。場所ですが、●●●●●●の●●●●●●●●●●を入り、暫く行くと●●●というお寺があるの

	ですが、その少し手前になります。こちらも新規となっておりますが、平成●●年から中間管理機構を通じて●●●●さんから借りていましたが、お亡くなりになって、●●さんが所有者になりましたが、●●さんもお亡くなりになったため、この度●●●さんが所有者になって、新規の扱いとなっております。現地は田んぼの準備も進められていて問題はないかと思います。 次に受付番号13番についてですが、48ページの地図をご覧ください。先ほどの受付番号12番の申請地の隣になります。こちらも新規となりますが、以前より●●さんが利用権設定をして耕作されていましたが、期限が切れて口約束でずっと耕作をしていたようです。この度改めて利用権設定となりますので新規の扱いとなっております。現地は畔の草刈りを行っていて、田植えの準備も進んでおりましたので、問題はないかと思います。よろしくお願いします。
会長職務代理	ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 意見もないようですので採決をします。議案第1号受付番号6番から14番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。 （ 全員挙手 ） はい。全員でございます。議案第1号受付番号6番から14番は原案の通り承認致します。 では議長お戻りください。 （ 議長 着席 ）
議長	次、事務局をお願いします。
事務局	議案書64頁をご覧ください。 報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、届出が3件ございました。 報告第2号、現況確認書（市街化区域）について、3件ございました。 添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。 報告事項は以上です。
議長	はい。以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他について何かありますか。
事務局	はい。その他につきまして1点がございます。 農地最適化活動に係る評価に対する意見の記入についてのお願いがございま

		す。
		(説 明)
		提出期限は5月29日までと考えております。これをまとめましたらまた次回の総会で各委員の意見を共有できればと思います。お手数ですがよろしくお願いします。
議	長	私の方から。昨年の活動報告に対する実務手当と言いますか、活動手当が支給されておりますけれども、例年に比べて随分減額されたなと思いますが、なぜでしょうか。
事	務	局
		説明いたします。今回の皆さんの活動報酬なのですが、この原資が県からの交付金になっております。この交付金が減額されておまして、かなり低い額になっております。これがなぜ減額されたかと申しますと、遊休農地の面積が元になっているらしいのですが、県に報告した遊休農地が増加しているということで減額をされております。遊休農地が増えた理由については、恐らく農地パトロールの面積、調査範囲を増やして発見された遊休農地が増えたせいで、そのようになってしまったのではないかと思います。
議	長	下松市の農業実態で遊休農地が増えることは必然的にやむを得ないと思います。特に若い担い手を期待してもなかなか発生しないと。実際の農地は、350haくらいカウントはされていますけれど、実際の耕作されている農地は120haも満たないという風な現状があるわけです。これをどうあがいてみても、元に戻すことは不可能ですよ。これから先ますます高齢化が進んでいく中で、更に増加することは想定されることです。県のほうも十分承知していると思いますが、市の方としてもどうするかを県にきちんと伝えていただきたいと。それから各地域の実状を申し上げればですね、●●の上の方は何とか圃場整備していますから、現状維持されておりますけれど、●●●と●●も何とか現状維持ができておりますが、その他の地域においては殆ど壊滅的だと言っていいくらい耕作放棄がされております。保全管理は何とかされておりますが、それも明日だめになるか、明後日だめになるかの状態です。こういう実態の中で、下松市は特に酷いと実感しますので、そのへんを農業委員会として県の方にもきちんと伝えていただきたいと思います。農業委員さんがどれだけ頑張っても遊休農地解消するのには至らないと思いますので、よろしくお願いします。
事	務	局
		かしこまりました。
議	長	他に何か。金藤推進委員。
金藤(推)委員		今の事務局の活動報告に対する報酬の交付金減額の理由でございしますが、遊休

		農地の面積が増えたからという説明であるのですが、遊休農地が増えたからと言ってそれを減額するというのはいかなものかというふうに思います。担当課のところで、県の方に要望をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長		今申し上げられましたけれど、県の方にしっかり伝えていただきたいと思います。はい、内山委員。
内 山 委員		今の話ですが、農業委員会で能力給のところがありますよね。その国の能力給に対するお金が減ったのかどうかというのがあるし、評価項目が、遊休農地が増えたというだけではなくて他にもあるのかどうか、その辺調べて回答した方がいいのではないかと思います。
事 務 局		内山委員さんがおっしゃる通り、大きな理由として遊休農地が増えたというのが理由になりますが、実際活動した日数とかによっても報酬が決まっております。ですから、他の項目も当然ございます。その上で今回遊休農地が増えたということでかなり減額されたということが正確な説明になるかと思います。日数や活動実績は考慮されていると。考慮はされた上で能力報酬ですか、成果的なところで遊休農地が増えたということで、その部分が減ったということです。
内 山 委員		私が言うのは、国の、農業委員会の法律が変わって取り入れられて、農業委員に対する報酬が能力給みたいなのところがあって、その国の額が全体的に減って各市町村に流れるお金が減ったのか、それとも評価の項目が遊休農地だけではなくて他にも農業委員が働いた者に対するお金とか、評価項目が沢山あって全体として減ったのか、その辺調べて回答しないと。例えば国のお金が減ってどうしようもないのは納得できるけれど、国は変わらないけれど、ずっと流れて下松市の貰えるものは減ったとか、よく調べて回答しないとね。
大 本 委員		逆に言うと増えた所もあるのですか？山口県の配分が１００だとした時に、こっちが１０から９になったら、どこか１０から１１にならないと合わないじゃないですか。
事 務 局		算定方法が変わったというところもあるらしくてですね、基本的に月に１０日以上でないと、昔の水準に至らないという話は聞いております。最適化活動に関する部分を１０日以上であれば恐らく昨年と同じ金額であったかと思いますが、４、５日であれば算定がかなり低いというふうに聞いております。
金藤(推)委員		県自体の分配比率が変わったというわけではないわけですね。実績に対して活動記録の実績に対する評価によって下げられたと。

事務局 事務局としてはそのように理解しております。全体的には数字を見ていないので、県全体については後日お知らせしたいと思います。

議長 はい。これで5月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和8年5月12日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

清水 亨

署名委員

近藤 政司

署名委員

藤田 善江